

議長（志村 忠昭）

これをもって、平成28年度の施政方針についてを終わります。

日程第5、議案第1号、多度津町行政不服審査会条例（案）の制定について、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

議案第1号、多度津町行政不服審査会条例（案）の制定について、及び議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定についてを、関連議案として一括して提案説明させていただきます。

今回の条例の制定につきましては、昭和37年に制定された行政不服審査法が、制定以来約50年ぶりに一新されたことに伴う「制定及び改正」でございます。

行政のした処分等に関して、不服を申し立てるこの制度は、国民の意識の変化や、関係法制度の整備・拡充といった情勢を踏まえ、公正性や利便性向上の観点から、この度、全面的に改正されました。

それでは、先ず、議案第1号、多度津町行政不服審査会条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

改正法では、裁決については第三者機関である行政不服審査会に諮問することが義務付けられ、その機関の組織及び運営に関する必要事項を条例で定めること、とされたことから、本町においても、この条例を制定するものです。

その主な内容といたしましては、第1条で名称を「多度津町行政不服審査会」とし、その所掌事務・組織、委員の任期・服務等を第2条から第6条までに定め、第7条で事務局を総務課とし、第8条で委任に関する事項を定めようとするものです。

また附則におきまして、第1項で施行日を平成28年4月1日とし、第2項で、委員について「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を併せて行うものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

第1条の目的に、35号として「行政不服審査会委員」を加え、別表第1に「行政不服審査会委員の報酬額を日額5千円」と定めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第1号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関す

る条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

行政不服審査法の全部が改正されたことにより、改正法においては、異議申し立てを廃止し、不服申し立ての種類を審査請求に一元化したこと、不服申立期間が60日から3箇月に延長されたこと、審理員制度及び第三者機関への諮問手続の導入等がされたこと、併せて、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により関係法律が整備されたことに伴い、当町におきましても関係6条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

「第1条関係、多度津町行政手続条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、これは、異議申し立てが廃止され、審査請求に一元化されることに伴う改正でございます。

続いて7ページ、「第2条関係、多度津町情報公開条例の一部を改正する条例（案）」でございますが、主な改正点は、「不服申し立て」を「審査請求」に改め、8ページに、改正法により第19条「審理員による審理手続に関する規定を適用除外とすること」を新しく規定、また旧の第19条と第20条を統合して第20条とし、審査請求の対象に「開示請求に係る不作為を含む」ことを明示、そして9ページの第4項で「参加人の定義付け」を行っております。その他は、所要の規定整備でございます。

続きまして12ページ、「第3条関係 多度津町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）」でございます。主な改正点は、「不服申し立て」を「審査請求」に改め、改正法により、第41条の2を新設して「審理員による審理手続に関する規定を適用除外とすること」を規定、第42条には審査請求の対象に「開示請求等に係る不作為を含む」ことを明示し、また14ページの第43条第2号で「参加人の定義付け」を行っております。その他は、所要の規定整備でございます。

続いて、16ページ第4条関係から、18ページ第6条関係の「多度津町営農業構造改善事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）」、「町営土地改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）」、「町営漁港改良事業費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、いずれも、異議申し立てが廃止され、審査請求に一元化されることに伴う改正となっております。

5ページをご覧下さい。附則におきまして、第1項で施行日を平成28年4月1日と定め、第2項で施行日前にされた処分その他の行為等は従前の例による、といたしました。

以上、簡単ではありますが、議案第1号、多度津町行政不服審査会条例（案）

の制定について、及び議案第2号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定についての提案説明とさせていただきます。  
よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。